

家畜衛生だより 平成27年3月

紀北家畜保健衛生所

tel 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

tel 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

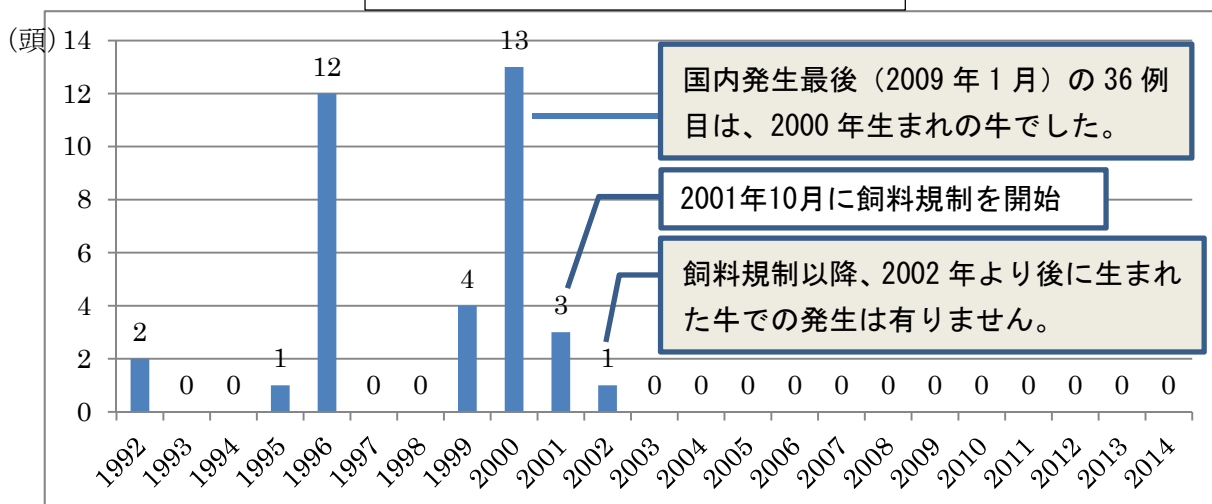
tel 0735-58-1481

平成27年4月から死亡牛BSE検査の対象月齢が48か月以上になります

牛海綿状脳症（以下、「BSE」と略します）は、プリオンと呼ばれる病原体が起こす病気です。日本でも2001年9月に初めて発生し、現在までに36頭の発生が確認されています。

しかし、飼料規制等の対策の徹底により、2009年1月を最後に国内での発生は確認されておらず、2013年5月には日本は国際獣疫事務局（OIE）から「無視出来るBSEリスク」の国として認定されました。

BSE 感染牛の生年別グラフ



従来、満24か月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施してきましたが、平成27年4月1日から死亡牛のBSE検査の対象月齢が満48か月以上になります。（但し、臨床症状からBSEを疑う牛に関しては、全月齢が検査対象です。）

牛飼養農家の皆様においては、引き続き死亡牛の適正な処理を行っていただくとともに、検査対象となる死亡牛発生時には、BSE検査が円滑に実施できますよう、ご協力をお願いします。